

一般社団法人柔道整復教育評価機構  
第三者評価における守秘義務に関する規程

第1条 一般社団法人柔道整復教育評価機構（以下「機構」という。）が実施する第三者評価（以下「第三者評価」という。）に従事する評価者は、第三者評価の目的及び意義を十分理解し、専門学校等教育の充実向上に貢献することを使命とし、公正誠実に評価活動に従事しなければならない。

第2条 本規程において評価者とは、以下の各号に該当するものをいう。

- (1) 第三者評価に従事するすべての委員会の委員及び評価スタッフ
- (2) 異議申立てにかかる審査会の委員

第3条 評価者が評価活動を通じて収集した情報は、第三者評価以外の目的に使用してはならない。

第4条 評価者は、第三者評価申請校が提出又は閲覧に供した資料及び訪問調査その他の評価活動を通じて得られた情報を漏洩してはならない。なお、この守秘義務は、評価活動の終了後も継続するものとする。

2 前項の義務は、次の各号については適用されないものとする。

- (1) 評価者が第2条第1項各号の委員等として委嘱されているという事実
- (2) 公表を前提として機構が作成した刊行物その他の資料
- (3) 当該年度の第三者評価結果が機構から公表された後における当該年度の第三者評価に従事したすべての評価者の氏名

第5条 評価者は、機構事務局から送付された第三者評価に関する資料を、評価活動終了後速やかに機構事務局に返却しなければならない。

第6条 機構は、第三者評価申請校が提出した資料について、次回以降の第三者評価のために1部保存するほかは、外部に漏洩することのないよう適切な方法で処分するものとする。

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、この法人の成立の日より施行する。